

介護老人福祉施設「聖マリアの園」事業概要

事業主体に関すること							
事業主体名		社会福祉法人 聖マリア会					
所在地		〒853-0052 五島市松山町706番地3					
代表者		理事長 桑村 秀子					
主な事業		・ 施設入所介護サービス ・ 短期入所生活介護サービス(ショートステイ) ・ 通所介護サービス(デイサービスセンター併設) ・ 訪問介護サービス(ホームヘルプ) ・ 居宅介護支援サービス(在宅介護支援センター併設) ・ 訪問給食サービス					
施設に関すること							
施設名		特別養護老人ホーム 聖マリアの園					
所在地		〒853-0052 五島市松山町706番地3 TEL 0959-72-6129					
交通の便		福江港よりタクシーで5分 福江空港よりタクシーで10分					
施設の類型		介護老人福祉施設（長崎県指令13長社第3994号）					
介護保険事業所番号		4270600259（平成12年4月1日指定）					
敷地面積及び権利		11,855.65㎡ ・法人所有地3,713.14㎡ 借地8,142.51㎡					
建物の概要		延床面積 5,615.57㎡ ・鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ・法人所有					
開設年月日		昭和47年 6月 1日					
入所定員		施設介護 86名					
居室等の概要		・ 居室総数 38室 ・4人部屋 15室 ・2人部屋 3室 ・1人部屋 20室					
共用施設		・ 食堂 ・機能訓練室 ・浴室 ・面接室					
職員体制		令和 7年 8月 1日現在					
		職 種	職員数	有資格者	職 種	職員数	有資格者
		施設長	1名	1名	管理栄養士	1名	1名
		生活相談員	2名	2名	調理員	11名	7名
		介護支援専門員	3名	3名	介護補助員	8名	
		介護職員	45名	39名	洗濯職員	3名	
		訓練指導員	2名	2名	清掃職員	1名	
		事務員	2名	名	夜 警	3名	
		看護師	6名	6名			
		嘱託医	2名	2名			
		※ 夜勤体制は、4名の勤務		※ 介護支援専門員2名は兼務			
		※ 宿直者は、1名の勤務		※ 併設短期と合わせた配置人数			
緊急連絡体制		居室各ベッド及び各トイレ・浴室にナースコールを完備					

提 供 す る サ ー ビ ス に 関 す る こ と		
食 事	・ 1日3食、食堂の各テーブル及び居室へ配膳します。 （ 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:10 ） ・ 食種:常食、介護食、嚥下食、経管栄養(鼻腔栄養、胃瘻栄養) ・ 誕生会(月1回)	
排 泄	・ 居室に近接したトイレ(洋式・水洗)あり ・ 要介護の状態によりベッド脇にポータブルトイレ設置可	
介 護	・ 食事介助 ・ 排泄介助／オムツ交換(定時及び随時) ・ 入浴介助(2回／週) ・特別機械浴 ・ 清拭(入浴できない場合等) ・ 身辺介護(移動・衣類着脱) ・ 通院介助	
健 康 管 理	・ 定期回診(毎週水曜日・第1木曜日の午後／嘱託医) ・ 健康チェック(毎日午前及び入浴前) ・ 機能訓練(PT指導 1回／週及び訓練指導員により随時)	
利 用 料 金 に 関 す る こ と		
利 用 料	(1) 介護給付	
	① 新規入所 ・ 旧措置入所 (個室) (多床室)	
	サービス名	基本料金
	要介護 1	5,890 円
	要介護 2	6,590 円
	要介護 3	7,320 円
	要介護 4	8,020 円
	要介護 5	8,710 円
	個別機能訓練体制加算	120 円
	個別機能訓練体制加算Ⅱ (月1回)	200 円
	看護体制加算 I・Ⅱ	120 円
	夜勤職員配置加算	130 円
	日常生活継続支援加算	360 円
	初期加算(入所日より30日間)	300 円
	外泊時加算(最多6日間)	2,460 円
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ (月1回)	30 円
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ (月1回)	130 円
	科学的介護推進体制加算Ⅱ (月1回)	500 円
	協力医療機関連携加算Ⅰ (月1回)	500 円
	生産性向上推進体制加算Ⅱ (月1回)	100 円
経口移行加算(対象者のみ)	280 円	

経口維持加算Ⅰ(対象者のみ)(月1回)	4,000 円
経口維持加算Ⅱ(対象者のみ)(月1回)	1,000 円
安全管理体制加算(新規入所時1回のみ)	200 円
療養食加算(対象者のみ)(1回)	60 円
新興感染症等療養費(連続5日限度)	2,400 円
配置医師緊急時対応加算(対象者のみ)	
配置医師時間外	325 円
早朝・夜間	650 円
深夜	1,300 円
退所時情報提供加算(対象者のみ)	2,500 円
看取り介護体制Ⅱ(対象者のみ)	
死亡日以前31日～45日	720 円
死亡日以前4日～30日	1,440 円
死亡日前日・前々日	7,800 円
死亡日	15,800 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%(140/1000)を乗じた額

※ 利用者の負担額は利用料の1割、又は負担割合証による割合の額となります。

※ 原爆被爆者は、基本料金のみ助成制度があります。

※ 低所得者は、法人減免制度が適用になる場合があります。

※ その他、高額負担の減免制度があります。

(2) 介護保険給付以外の利用料

サービス名	利用料	備 考
食 費	1,445 円	
居住費(多床室)	915 円	
居住費(個室)	1,231 円	

※ 食費及び居住費については、所得に応じて減額制度があります。

そ の 他 費 用	私的な器具や日用品等を利用される場合、別途実費分を負担
表 示 期 限	令和6年4月1日→延長 但し、制度改正や厚生労働省による介護給付費等の変更があった場合は、指定された期限をもって改正する。
入 退 所 等 に 関 す る こ と	
入 所 者 の 条 件	介護保険者の被保険者(第2号保険者を含む)で、要介護度3以上の方。 但し、平成12年3月31日までに入所されていた旧措置者を除く。
残置物引き取り人等の条件義務等	入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めて頂きます。当施設は、残置物引取人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用は、ご契約者または残置物引取人に負担していただきます。
医療を必要とする場合の処遇、契約の取扱い	嘱託医の診察または病気やけがの治療は、病院等で受けていただく事になり、医療費は利用者の負担になります。入退院の場合は当施設で移送します。また、入院中期間中の処遇については、契約書をご覧ください。

提携している医療機関	① 嘱託医 五島市松山町133番地2 聖マリア病院 ② 協力歯科 五島市岐宿町岐宿2535 国民健康保険岐宿歯科診療所																																				
契約の解除	以下の場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくことになります。 ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が要介護2以下と判定された場合 ② 事業者が解散、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。 ⑤ ご契約者から退所の申出があった場合。 ⑥ 事業所から退所の申出を行った場合。 上記①について旧措置者は、特例により入所できます。また⑤と⑥の項目については、詳細を契約書に記載しております。																																				
苦情に関すること																																					
苦情の対応	① 当施設における苦情やご相談は以下のとおり受付し、適切に対応いたします。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>役職名</th><th>氏名</th><th>連絡先</th></tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td><td>施設長</td><td>村上 順子</td><td rowspan="2">72-6129</td></tr> <tr> <td>苦情受付担当者</td><td>生活相談員</td><td>藤村誠子</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第三者委員</td><td>法人監事</td><td>吉原 文代</td><td>84-2163</td></tr> <tr> <td>法人監事</td><td>岩崎しのぶ</td><td>72-5101</td></tr> </table> ※ 苦情受付は、面接、電話、書面により受付ます。 ※ 苦情受付の報告及び確認は、解決責任者と第三者委員に報告・確認し、苦情申し出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。 ※ 苦情解決のための話し合いを申出人と誠意をもって行います。 ② 行政機関等の受付機関 <table border="1"> <tr> <th>苦情受付機関</th><th>住所・連絡先等</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td rowspan="2">五島市長寿介護課</td><td>五島市福江町1-1</td><td>午前8時30分</td></tr> <tr> <td>Tel 0959-72-6784</td><td>～ 午後5時15分</td></tr> <tr> <td rowspan="2">国民健康保険団体連合会</td><td>長崎市今博多町8-2</td><td>午前9時</td></tr> <tr> <td>Tel 095-826-1599</td><td>～ 午後5時</td></tr> <tr> <td rowspan="2">長崎県社会福祉協議会</td><td>長崎市茂里町3-24</td><td>午前9時</td></tr> <tr> <td>Tel 095-842-6410</td><td>～ 午後5時</td></tr> </table> ※ 本事業所で解決できない苦情は、長崎県社協内に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。 ③ 事故発生時の対処 ※ 事故発生時には、契約者へ速やかに連絡をとり、医療機関に受診することとする。 ※ 事故発生した時点において、事故報告書を作成し、今後の事故防止に努める。	区分	役職名	氏名	連絡先	苦情解決責任者	施設長	村上 順子	72-6129	苦情受付担当者	生活相談員	藤村誠子	第三者委員	法人監事	吉原 文代	84-2163	法人監事	岩崎しのぶ	72-5101	苦情受付機関	住所・連絡先等	受付時間	五島市長寿介護課	五島市福江町1-1	午前8時30分	Tel 0959-72-6784	～ 午後5時15分	国民健康保険団体連合会	長崎市今博多町8-2	午前9時	Tel 095-826-1599	～ 午後5時	長崎県社会福祉協議会	長崎市茂里町3-24	午前9時	Tel 095-842-6410	～ 午後5時
区分	役職名	氏名	連絡先																																		
苦情解決責任者	施設長	村上 順子	72-6129																																		
苦情受付担当者	生活相談員	藤村誠子																																			
第三者委員	法人監事	吉原 文代	84-2163																																		
	法人監事	岩崎しのぶ	72-5101																																		
苦情受付機関	住所・連絡先等	受付時間																																			
五島市長寿介護課	五島市福江町1-1	午前8時30分																																			
	Tel 0959-72-6784	～ 午後5時15分																																			
国民健康保険団体連合会	長崎市今博多町8-2	午前9時																																			
	Tel 095-826-1599	～ 午後5時																																			
長崎県社会福祉協議会	長崎市茂里町3-24	午前9時																																			
	Tel 095-842-6410	～ 午後5時																																			
サービス提供における事業者の義務																																					
当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。 ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。 ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。																																					

- ③ ご契約者の受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を行い、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束(身体保護のため緊急やむを得ない場合を除く。)その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- ⑦ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ⑧ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ⑨ 事業所は、感染症の発生及び蔓延等に関する感染症対策強化の取り組みを徹底するため、現行委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行います。
- ⑩ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑪ ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

特別養護老人ホーム聖マリアの園